

減免申請時に既減免車の移転・抹消登録ができない場合の手続

代替車：今回減免申請する自動車
 既減免車：既に減免を受けている自動車

代替車の新規登録時（減免申請時）の手続

- 1 自動車税の納税
既減免車の移転・抹消登録が確認され減免承認となった後に還付します。
- 2 「減免申請書」等の提出
- 3 「申立書（減免申請時用）」の提出
- 4 「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」又は「戦傷病者手帳」（以下「身体障害者手帳等」という。）の提示

代替車の登録日から1ヶ月以内に以下の手続を行ってください（※1）。

期限： 年 月 日（ ）

期限までに手続が完了しない場合には、減免は承認されません。

既減免車の移転・抹消登録後の手続

- 1 「申立書（移転・抹消登録確認時用）」の提出
- 2 既減免車の移転・抹消登録が確認できる書類の提示又は写しの提出

種別	手続	提示又は写しを提示する書類
普通車	一時抹消	「登録識別情報等通知書」
	永久抹消	「現在登録事項等証明書」
軽自動車	名義変更	「自動車検査証」又は「検査記録事項等証明書」
	一時使用中止	「自動車検査証返納証明書」
	解体	「検査記録事項等証明書」
- 3 「既減免車の引渡日・代替車の納車日に係る確認書」の提出（※2）
 「確認書類」を提出できない場合は、以下の書類の提示又は写しの提出に代えることができます。
 例：既減免車 → 受取書 等
 代替車 → 納品書・保証書 等
- 4 「身体障害者手帳等」の提示

※手続にあたり、ご留意いただきたい事項

- ※1：自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して、4月から翌年3月までの1年単位で課税される税金です。
 3月に代替車の登録を行い、4月に既減免車の移転・抹消登録を行った場合、代替車の登録から1ヶ月以内であっても、既減免車について、新年度分の自動車税が、移転登録の場合は1年分、抹消登録の場合は1ヶ月分課税されます。
- ※2：既減免車の引渡日より前に代替車が納車された場合には、代替車の減免は認められません。